

お客様控えおよび
レシートは払込の
証拠になるため、
受領後大切に保管
ください。

お知れずかもしれませんが、
この上水道業務課と下水道課
は、同じく「お知れず」が
あります。ご了承ください。

表面②を

お問い合わせ先
瀬戸内市 上水道業務課
TEL 0869(22)1325
FAX 0869(22)1211
瀬戸内市 下水道課
TEL 0869(22)5151
FAX 0869(22)5152

お問い合わせ先
瀬戸内市 上水道業務課
TEL 0869(22)1325
FAX 0869(22)1211
瀬戸内市 下水道課
TEL 0869(22)5151
FAX 0869(22)5152



- ① 矢印の方向へゆっくりはがしてください。
雨等によりぬれている場合は十分に乾かしてからはがしてください。

納入場所

- 中国銀行 本・支店
- 備前日生信用金庫 本・支店
- トマト銀行 本・支店
- 岡山市農業協同組合 本・支所
- ゆうちょ銀行・郵便局(中国5県に限る)

○瀬戸内市役所、牛窓・長船支所、水道庁舎

○セブン-イレブン ○ローソン ○ファミリーマート ○デイリーヤマザキ

○ミニストップ ○ポプラ ○セイコーマート ○ローソン・スリーエフ

○ニューヤマザキデイリーストア ○生活彩家 ○MMK 設置店 他

コンビニエンスストア等の店頭では、原則としてアプリ支払いはできません。

スマートフォン決済アプリによるお支払いについては、瀬戸内市ホームページをご覧ください。



瀬戸内市ホームページ

○水道料金・下水道使用料のお支払いは便利な口座振替をご利用ください。
お手続きは上記金融機関(●)の窓口でお願いします。

ご注意

バーコードのないもの、読み取りができないもの、金額が30万円を超えるもの、納入期限を過ぎたもの、金額訂正された用紙はコンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。

上記以外の納入場所でお支払いされる場合は手数料がかかることがあります。収納票のコピーおよびバーコードの写真やスクリーンショットでのお支払いはできません。

○転出の際は閉栓手続きと料金の精算が必要です。必ず3営業日前までに上水道業務課へ届け出てください。また、転居・開栓・名義変更の際にも同様に届け出てください。

○手数料について

水道の使用開始および中止の際には、手数料が必要です。水道料金と合わせてお支払いいただきます。

○水道メーターの検針

奇数月の月末までに検針し、翌月の偶数月に請求となります。(例:5・6月分は3月検針日から5月検針日までの使用量で計算しています。)

お問い合わせ先
瀬戸内市 上水道業務課
TEL 0869(22)1325
FAX 0869(22)1211

収納代行
DSK 電算システム

一下水道使用料にかかる督促手数料等について

【下水道使用料にかかる督促手数料】

納入期限までに納付がない場合、納入期限後20日以内に督促状を送付します。その場合、督促状1通につき督促手数料100円を徴収します。

【下水道使用料にかかる延滞金】

延滞金は、納入期限翌日から納付の日まで14.6%以内(納入期限の翌日から1か月の日まで7.3%以内)の割合で計算した金額が加算されます。

【下水道使用料の不服申立】

この督促状に記載した事項について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、処分取消しの訴えは、その審査請求に係る決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)、提起することができます。(なお、決定の通知を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分の取消しの訴えについては、審査請求に対する処分の決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことについて正当な理由があるとき。

お問い合わせ先
瀬戸内市 下水道課
TEL 0869(22)5151
FAX 0869(22)5152